

改正

平成18年3月30日条例第4号
平成18年10月1日条例第5号
平成19年3月1日条例第1号
平成19年12月1日条例第6号
平成20年3月14日条例第3号
平成20年12月18日条例第8号
平成21年7月17日条例第4号
平成22年12月1日条例第4号
平成23年4月1日条例第1号
平成28年7月13日条例第5号
令和2年3月2日条例第2号
令和7年4月1日条例第3号
令和8年4月1日条例第2号

公立福生病院使用条例

公立福生病院使用条例（平成12年条例第21号）の全部を改正する。

（診療）

第1条 公立福生病院（以下「病院」という。）は、この条例の定めるところにより診療を行う。

（使用料及び手数料）

第2条 病院を使用する者に対しては、使用料又は手数料を徴収する。

2 使用料は、次の各号に定める額とする。

（1）診療料 健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項及び第85条第2項又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項及び第74条第2項に規定する厚生労働大臣が定めるところ（以下「点数表等」という。）により算定した額。ただし、保険診療によらないものについては、点数表等により算定した額に100分の150を乗じて得た額とする。

（2）第1号ただし書の規定にかかわらず、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）の規定による損害賠償の対象となる診療については、点数表等により算定した額に100分の200を乗じて得た額とする。

（3）特別療養環境室料

特別室	1日につき	12,000円
個室A	1日につき	9,000円
個室B	1日につき	6,000円
個室C	1日につき	5,000円

（4）非紹介患者初診加算料 2,050円

ただし、他の病院又は診療所からの文書による紹介がある場合及び緊急その他やむを得ない事情がある場合に受けた初診を除く。

（5）特別長期入院料 健康保険法第63条第2項第5号又は高齢者の医療の確保に関する法律第64条第2項第5号の厚生労働大臣が定める療養に関し、別に厚生労働大臣が定める方法により計算した入院期間が180日を超えた日以降の入院及びその療養に伴う世話その他看護（別に厚生労働大臣が定める状態等にある者の入院及びその療養に伴う世話その他の看護を除く。）について、当該入院期間の計算において別に厚生労働大臣が定める通算対象入院料の基本点数に100分の15を乗じて得た点数により算定した額

（6）分べん介助料

分べん介助料は、福生病院企業団（以下「企業団」という。）構成市町に在住する者及び企業団構成市町外に在住する者について、時間内、時間外及び深夜・休日を区分し、次の表に定める額とする。

区分	構成市町に在住する者	構成市町以外に在住する者
時間内	120,000円	150,000円
時間外	135,000円	165,000円
深夜・休日	150,000円	180,000円

- (7) 分べん看護材料費（産婦入院中） 12,000円
 - (8) 妊婦診察料 福生病院企業団企業長（以下「企業長」という。）が定める額
 - (9) 助産外来 1回 3,000円
 - (10) 新生児介補料 （入院治療を必要とする傷病がある新生児に係るものを除く。）
1日につき 5,000円
 - (11) 乳幼児健康相談料 企業長が定める額
 - (12) 受託検査料 企業長が定める額
 - (13) 装用器具料 実費相当額
 - (14) 健康診断料 第1号ただし書の規定により算定した額。ただし、集団健康診断料については、
その都度企業長が定める。
 - (15) 検診料
 - ア 人間ドック検診料（日帰り） 39,000円
 - イ その他検診料 企業長が定める額
 - (16) 遺体処置料 1体 2,000円
 - (17) 付添布団等貸出料 企業長が定める額
 - (18) 先進医療に係る診療料 厚生労働大臣に届けた額
 - (19) 駐車場使用料
 - ア 診療等に係る使用料
30分以上4時間以内は100円とし、4時間を超えるものにつき1時間ごとに100円を加算した
額
 - イ 見舞に係る使用料
30分以上1時間以内は100円とし、1時間を超えるものにつき1時間ごとに100円を加算した
額
 - ウ その他病院利用に係る使用料
30分以上1時間以内は200円とし、1時間を超えるものにつき1時間ごとに100円を加算した
額
ただし、第4項第1号の規定により算出した消費税の額に相当する額及び地方消費税の額に
相当する額を含む。
- 3 手数料は、次の各号に定める額とする。
- (1) 診断書 1通 2,000円
 - (2) 健康診断書 1通 2,000円
 - (3) 死亡診断書（死体検案書） 1通 3,000円
 - (4) 特殊診断書 1通 4,000円
 - (5) 証明書 1通 1,000円
 - (6) 診療報酬明細書 1通 3,000円
ただし、自動車損害賠償保障の対象となる診療報酬明細書に限る。
 - (7) 紹介状 1通 1,000円
ただし、点数表に定めのあるものを除く。
 - (8) 特殊医療相談料 1件 5,000円
ただし、自動車損害賠償保障及び保険に係る保険会社等の医療相談に医師が対応した場合に限
る。
 - (9) 診察券再発行交付料 1件 100円
- 4 使用料及び手数料の額は、次の各号の区分に従い、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 消費税及び地方消費税の課税対象となるもの
使用者ごとに第2項に定める使用料（同項第19号に定める駐車場使用料を除く。）及び前項に

定める手数料を適用して得た額に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に定める率及び当該率に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に定める率を乗じて得た率の合計数値に1を加えて得た率を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）

（2）消費税及び地方消費税が非課税となるもの

使用者ごとに第2項及び前項に定める使用料及び手数料を適用して得た額

- 5 企業長は、第2項及び第3項に規定するもののほか、使用料又は手数料の額を定める必要があると認めるものについては、第2項第1号により算定した額に準ずる額又は実費相当額に応じた基本額を別に定める。

（使用料及び手数料の特例）

- 第3条 生活保護法（昭和25年法律第144号）、健康保険法及びその他の法令により、特にその額の定めがあるときは、その診療に伴う使用料及び手数料の額は前条の規定によらないことができる。

（使用料及び手数料の徴収方法）

- 第4条 使用料及び手数料は、診療を受け又は診断書等の交付を受けた都度、これを納めなければならない。ただし、入院している者については毎月15日及び月の末日に、退院する者については退院日に、使用料をそれぞれ納めなければならない。

- 2 企業長は、特別の理由があると認めるときは、使用料及び手数料の徴収を猶予し、又は分割して納入させることができる。

（使用料及び手数料の減免）

- 第5条 企業長は、企業団を構成する市町の住民で要保護者及び企業長が特に必要と認める者に対しては、使用料若しくは手数料を減額し、又は免除することができる。

（前納金）

- 第6条 企業長は、患者が入院しようとするときは、入院前納金を徴収することができる。

（診療及び施設使用の拒否）

- 第7条 企業長は、次の各号の一に該当するときは、診療、施設の使用及び入院を拒否し、又は退院させることができる。

- （1）入院定員に達したとき。
- （2）使用料又は手数料を滞納し、その他病院の規定に違反したとき。
- （3）その他企業長が特に必要と認めたとき。

（損害の賠償）

- 第8条 企業長は、診療を受ける者又は病院の施設を使用する者が、病院の機械、器具若しくは施設を滅失又はき損したときは、損害の一部又は全部を賠償させることができる。

（祭し料）

- 第9条 死体を剖検に付したときは、遺族又は身元引受人に祭し料として1万円を交付する。

（委任）

- 第10条 この条例の施行について必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則（令和8年4月1日条例第2号）

この条例は、令和8年4月1日から施行する。